

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第39号

答申番号：令和3年度答申第37号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事施設収容法」という。）により、全ての面で医療上の措置が適切に行われているわけではなく、義歯がないため食事面で苦慮していることや、眼鏡を購入することができず生活面でも支障が生じており、このような状況は日本国憲法第25条に反するものであるとして、原処分（生活保護申請却下処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

生活保護法（以下「法」という。）第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全て法による保護に優先して行われるものと定められている。請求人は、刑事施設収容法により最低限度の生活が保障されていることから、同項の規定に基づき、保護の申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、刑事施設収容法による措置を受けている以上、法第4条第2項の規定により、請求人に保護は適用されない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年2月16日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている（法第4条第2項）。また、刑事施設収容法第3条に規定する刑事施設の被収容者が自弁のものを使用することができない場合であって、必要と認めるときは、眼鏡その他の補正器具等を貸与し、又は支給するものとされている（刑事施設収容法第42条第2項）。さらに、刑事施設の長は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっているとき等には、速やかに、刑事施設の職員である医師又は歯科医師による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとするとしている（刑事施設収容法第62条第1項）。

そこで本件についてみると、請求人は、本件申請時、刑事施設収容法第3条に規定する刑事施設に収容され、刑事施設収容法による措置を受けていたことが認められる。この点、請求人は、刑事施設収容法により、全ての面で医療上の措置が適切に行われているわけではないなどと主張するが、このような主張は、刑事施設収容法の解釈運用に対する不服であって、生活保護法上の医療扶助制度により対処すべき事柄とはいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛